

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

c. 専門人材マッチング

専門人材の確保のため、業界に精通する人材紹介会社と連携し、年齢にとらわれることなく、専門知識が豊富な人材を集めており、65歳以降の経験豊富な人材も積極的に採用しております。その他、当社においては、専門人材を抱える複数の派遣会社との連携を強化し、迅速に派遣人材の紹介を頂いておりますが、当社ではこの派遣期間を、正規雇用を前提とした「試用期間」と捉えており、当社へ正規雇用を希望する人材紹介を受ける仕組みを構築しております。実際に一定期間（半年から1年程度）業務に従事させることで、会社側も派遣労働者の業務実績、勤務態度、勤務意欲等十分に評価することができ、派遣労働者側も社風や能力・スキル等でのマッチングができミスマッチが起こり得ない仕組みであると評価しております。この方策を展開して以降、一時期30%を超えていた離職率についても現在は、10%未満まで改善しており、2023～2024年度には上記方策により7名の正規雇用を実現しております。

d. グリーン化の取り組み

グループ全体の戦略、SDGs（持続可能な開発目標）国際目標を基準として省エネに取り組んでおります。省エネ法に係る、第2種エネルギー管理指定工場として、法的にエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上改善することが求められる中、「中長期計画書」に基づき、エネルギー消費削減活動を展開しております。

削減活動の内容としてエネルギー使用の大半を占める生産設備、付帯設備更新を主に、工場棟、事務棟照明のLED化および、省エネタイプの空調設備導入を進め、2020年度（2020年4月～2021年3月）をベースとして2021年度には9.8%、2022年度には2.2%のエネルギー消費原単位削減に成功しております。2023年度においても同等程度の削減を見込んでおります。

e. 健康経営に関する取り組み

従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上、組織の活性化をもたらし、惹いては業績向上につながるものと考えております。従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組むことを目的に、健康経営優良法人の認定取得に尽力し、2022年健康経営優良法人（中小企業法人部門）に認定されております。

同じくして、2023年9月には、当社の健康経営および衛生管理向上活動が認められ、山形地区安全衛生大会にて山形労働基準協会会長表彰を頂いております。

その他の取り組み1

働き方改革の一環として、小さな子どものいる従業員が安定的に働けるよう、育児短時間勤務の対象者の拡充、上記fの通り近隣保育園との提携などを進め、現在希望する従業員が積極的に活用しております。その他、育児休業等を取得しても復帰後にはハンデなく昇格・昇進が目指せる人事制度を構築しており、仕事と育児の両立支援に取り組んでおります。

これらの取り組みが認められ、2023年10月くるみん認定、2023年12月には山形県独自の制度として、やまがたダイヤモンドスマイル企業に認定されております。

その他の取り組み2

近隣保育園からの要請に基づき、保育園のイベント時に会社駐車場を開放するなど、保育園運営への協力を行っております。保育園からは毎年勤労感謝の日に駐車場提供のお礼も兼ねた園児の訪問があり、良好な関係を築いております。

また同じくして、近隣に位置する保育園との間では、保育利用契約を締結しており、施設の受け入れ情報の提供などの協力も得られております。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

2024年4月26日

コーアイセイ株式会社

代表取締役 廣野敏博

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。